

びわ湖材産地証明制度



びわ湖材



県産木材活用推進協議会

2023年9月

目 次

	1. びわ湖材産地証明制度について	2
	2. びわ湖材産地証明制度要綱	7
県内 事業者	3-1. びわ湖材証明制度実施要領	9
	3-2. びわ湖材証明制度における認定事業者の認定基準	17
県外 加工 事業者	4-1. びわ湖材製品証明制度実施要領	18
	4-2. びわ湖材製品証明制度における認定加工事業者の認定基準	24
	4-3. びわ湖材製品証明制度における認定登録料および事務負担金の徴収規定	25
	5. 「びわ湖材マーク」について、びわ湖材マーク基本使用規定	26

◆認定事業者の一覧

- ・ びわ湖材取扱認定事業者 (県内事業者)
- ・ びわ湖材製品加工認定事業者 (県外加工事業者)

最新の認定事業者の一覧については、
協議会ホームページ>事業者一覧 にて確認ください。

びわ湖材産地証明制度 滋賀県木材協会



<https://s-mokkyo.com/proof>

びわ湖材産地証明制度

地域材を地域で使っていくためのシステムを目指して



森林所有者・森林組合

持続可能な森林管理により、森林の多面的な機能の発揮に役立つ、森林づくりが進みます。



県産材の産地を管理。

- ☆豊かな森林環境を提供します。
- ☆木材の産地を証明
- ☆合法性の証明

- ・森林利用の活性化
- ・森林への関心

- ・木材の生産
- ・県産材の安定供給



住まい手 公共工事発注者

人と森、山と町を結び、
元気な循環型地域社会
づくりに貢献します。



木材・製材業者

県産木材を使うことで、滞っている
県産材流通を活性化します。



信頼と安心の県産材製品

- ・県産材の需要拡大
- ・二酸化炭素の固定
- ・森林の重要性、
木の良さへの理解



びわ湖材

びわ湖材産地証明制度について

琵琶湖淀川流域の水源である滋賀県内の森林の保全、炭素の固定による地球温暖化の防止、循環型社会の形成や地域経済の活性化の観点から、県内の森林から産出された木材が、県産材であるという産地を証明する制度を実施し、県産材の利用拡大により、消費者の皆さんに、県産材を地域で選択的に使っていくための取り組みを進めます。

びわ湖材産地証明制度とは

滋賀県の「びわ湖材産地証明制度要綱」に基づく県産材の産地証明制度です。

認定を受けた木材業者・製材業者（認定事業者）が、自らの責任において、県産材を管理して、びわ湖材であることを証明します。

びわ湖材とは

滋賀県内の森林から伐採された合法性※が確認できる原木と、その原木を加工した製材品などの木材です。

※合法性とは：森林関係の法令に基づき合法的に伐採された木材であること。

（保安林内立木伐採許可、伐採および伐採後の造林届出、森林経営計画に基づく伐採など）

制度の概要

○認定事業者について

木材・製材業者からの申請により、県産木材活用推進協議会が審査し、認定します。

事業者所在地	認定事業者の別	証明方法	事業者の属性 (下記例参照)	備考
県内	びわ湖材 取扱認定事業者	びわ湖材証明	生産者、市場、 加工業者、販売業者	平成18年5月31日 より開始
県外	びわ湖材製品 加工認定事業者	びわ湖材製品証明	加工業者	平成23年4月1日 より開始

【事業者の属性の例】

- ・生産者：森林組合、素材生産業者
- ・市場：原木市場、製品市場など
- ・加工業者：製材工場、合単板工場、集成材工場など
- ・販売業者：販売店、建材店など

○認定事業者による証明

認定事業者の自らの責任による県産材表示方式です。

認定事業者自らが、「びわ湖材（びわ湖材製品）」の管理を行い、原木・製材品の納入ごとに「びわ湖材証明書」、「びわ湖材製品証明書」により、証明を行います。

認定事業者（木材業者・製材業者）

○認定事業者の要件

- ・「滋賀県木材業者および製材業者登録条例」に基づき登録されていること。
(県外事業者の場合は除く。)
- ・県産木材活用推進協議会が「びわ湖材証明制度における認定事業者の認定基準」または「びわ湖材製品証明制度における認定加工事業者の認定基準」に基づき適正と認められること。

○認定事業体証書

- ・ 県産木材活用推進協議会から認定事業体に交付します。
- ・ 有効期限は3年以内*で、それ以後は3年ごとに再申請します。
※ 県内事業体の場合、滋賀県木材業者および製材業者登録の登録期間と同じ

○認定事業体が行うこと

- ・ 自らの責任において、びわ湖材の管理を適正に行います。
管理の実施…① 入荷時において、びわ湖材であることを「びわ湖材証明書」、「びわ湖材製品証明書」等により確認。
② 適切な表示方法によりびわ湖材であることを明示して管理。
(例：標識、看板、旗、シート、ラベル、押印、ペンキ等)
③ 販売するびわ湖材に「びわ湖材証明書」、「びわ湖材製品証明書」を添付。
④ 「びわ湖材(びわ湖材製品)」の入出荷数量管理表や資料・伝票を整理。
管理責任者の設置…「びわ湖材(びわ湖材製品)」の管理等を説明できる責任者を設置します。

びわ湖材産地証明の流れ

◆1次発行者が行うこと

- ① 「びわ湖材証明書」に必要事項を記入し、出荷者証明印を捺印します。
(伐採地、発行番号、出荷者、出荷年月日、販売先、販売品目等)
- ② 伐採地の位置図を作成し、保管します。
- ③ 原木の合法性を確認し、証明できる書類(写し)を保管します。
 - ・ 保安林の場合 …保安林内立木伐採許可の許可書等の写し
 - ・ 森林経営計画作成の森林の場合 …認定書の写し(伐採箇所等を記入)
 - ・ その他森林の場合 …伐採及び伐採後の造林届(適合通知書)の写しなど
 - ・ 国有林の場合 …売買契約書の写し※ 森林所有者に代わって証明書等を申請することもできます。
- ④ 「びわ湖材証明書(1次発行者証明印付)」の、出荷内容を管理表に記入する。
- ⑤ 「びわ湖材証明書(1次発行者証明印付)」と合法性を示す書類の写しをとり、「控」は協議会へFAXした後、1次発行者が保管します。
- ⑥ 「びわ湖材証明書(1次発行者証明印付)」を、びわ湖材(原木・製材品等)に付けて出荷します。

◆2次発行者以降が行うこと(2次発行者の場合)

* ここでの証明書は、びわ湖材証明書、びわ湖材製品証明書をいいます。

- ① 1次発行者の「証明書」を2次発行者が保管します。
- ② 「新たな証明書」に必要事項を記入し、出荷者証明印を捺印します。(発行番号、出荷者・出荷年月日、販売先、販売品目等)
- ③ 「証明書(2次発行者証明印付)」の写しをとるとともに、入出荷の内容を管理表に記入する。「証明書」の写しは協議会へFAXした後、2次発行者が保管します。
- ④ 「証明書」は、「びわ湖材(びわ湖材製品)」(原木・製材品等)に付けて出荷します。

認定事業体への定期検査

- 制度の適正な運用を図るため、協議会は定期的な検査・指導を行います。
- びわ湖材証明書・びわ湖材製品証明書と関係書類は、5年間保存しなければなりません。

事務局

県産木材活用推進協議会

[県木材協会、県森林組合連合会、県建設業協会、県建築士会、県建築住宅センター、県建築組合]

〒520-2144

大津市大萱四丁目17-30 滋賀県林業会館内(事務局:滋賀県木材協会)

TEL:077-574-7600、FAX:077-574-7607

ホームページ:「びわ湖材産地証明制度」県産木材活用推進協議会(滋賀県木材協会)

お問合せ先

県産木材活用推進協議会

びわ湖材産地証明制度 担当:滋賀県森林組合連合会

〒520-2321

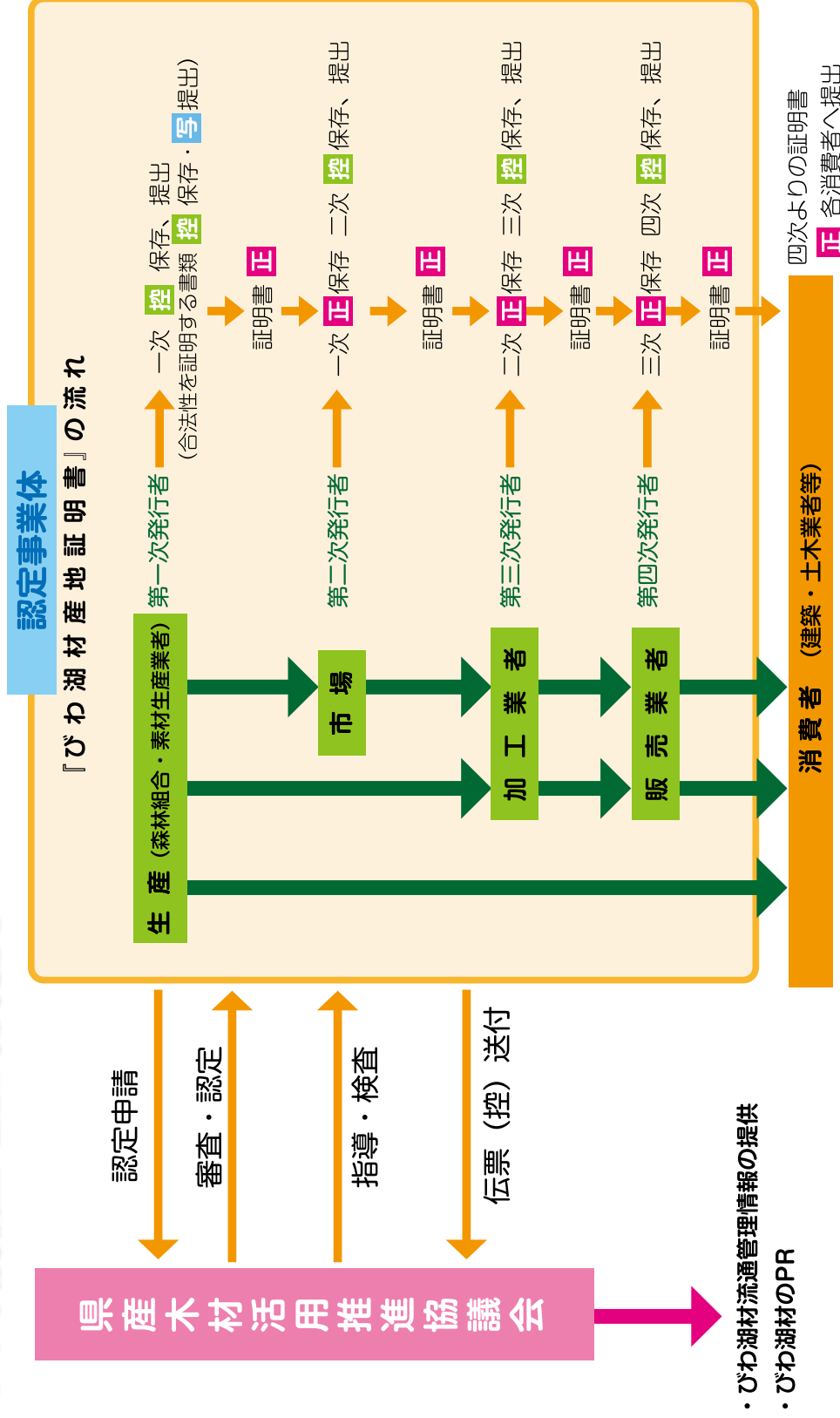
滋賀県野洲市北桜978-95 林業普及センター内

滋賀県森林組合連合会 研修課

TEL:077-584-4711、FAX:077-584-4755

メール: biwakozei@shigamori.or.jp

びわ湖材産地証明制度



◎ 認定事業者が行う業務

- ① 管理 (入出荷時において適切な方法によりびわ湖材を管理し、管理表等を整理。)
- ② 合法性を証明するための書類および本制度証明書の控を協議会事務局に提出する。

びわ湖材産地証明制度要綱

平成 18 年(2006 年)5 月 29 日	滋林緑第 456 号
	滋森保第 473 号
平成 27 年(2015 年)4 月 1 日	滋森流第 24 号
令和 2 年(2020 年)7 月 1 日	滋森流第 46 号
最終変更 令和 3 年(2021 年)4 月 1 日	滋森流第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共建築物等に利用する木材の産地を証明する制度について、必要な事項を定め、県産材の供給から加工・流通に至る情報管理体制を整備し、県産材の利用拡大を図ることにより、琵琶湖淀川流域の水源である本県の森林が有する多面的機能の持続的な発揮、地球温暖化防止対策、循環型社会の形成や地域経済の活性化に貢献するものである。

(定義)

第 2 条 この要綱においてびわ湖材とは、森林に関する法令に基づき手続きが適切になされ、原則として持続可能な森林経営が営まれている、滋賀県内の森林から伐採された原木、およびその原木を加工した製材品等の木材をいう。

2 びわ湖材産地証明制度とは、木材業者および製材業者等が自らの責任において県産材を適正に管理することにより、生産・加工・販売・消費の段階において、県産材であることを証明する制度をいう。

(実施主体)

第 3 条 県産木材活用推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(認定事業体の資格要件)

第 4 条 びわ湖材であることを証明しようとする者は、別に定める内容を満たすものとし、県産木材取扱認定事業体(以下「認定事業体」という。)という。

2 協議会は、認定事業体として認定した者を知事に報告するものとする。

(認定事業体の責務)

第 5 条 認定事業体は、びわ湖材の生産・加工・販売等にあたっては、自らの責任において、適正に管理を行うものとする。

2 びわ湖材の生産・販売に関する情報を消費者、流通業者等に対して積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上および安定供給に努めること。

(協議会の責務)

第6条 びわ湖材の産地証明が適正に行われるよう、認定事業体に対し指導、検査等を行い、制度の適正な運用管理を行うものとする。

2 びわ湖材産地証明制度の普及を進めるとともに、びわ湖材の生産・販売に関する情報を消費者・流通業者等に対して積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上および安定供給体制の整備に努めること。

(県の責務)

第7条 県はこの証明制度の適切な運用のため、協議会に対し指導・助言を行うとともに、びわ湖材の利用拡大の取り組みを推進するものとする。

(県の助成措置)

第8条 県は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

(その他)

第9条 この制度の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月29日から施行する。

なお、この要綱の施行前に、県産材産地証明制度試行運営要領（平成17年6月9日付け滋林緑第464号）に基づき行ったものについては、この要綱に基づき行ったものとみなす。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙) 認定事業体の資格要件

びわ湖材産地証明制度における認定事業体の資格要件は、次のとおりとする。

(1) 県産木材活用推進協議会が下記の要件に照らし適正と認めた者

- ① びわ湖材の適正な管理ができること。
- ② びわ湖材の管理状況が説明できる責任者を置くこと。
- ③ 滋賀県内の木材業者または製材業者は、「滋賀県木材業者および製材業者登録条例」(昭和29年12月27日滋賀県条例第66号)に基づき登録された者であること。

びわ湖材証明制度実施要領

県産木材活用推進協議会

第1条（趣旨）

この要領は、びわ湖材証明制度を、県産木材活用推進協議会（以下「協議会」という。）が県内の森林から生産される木材を広く活用するため、びわ湖材証明制度の適正な運用を行うために必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）

この要領において、びわ湖材証明制度（以下「制度」という。）とは、協議会が定める「びわ湖材証明書」を使用して、認定事業体自らの責任において合法性の確認および適正な管理を実施してびわ湖材を証明し、信頼ある制度として協議会が運営するものである。

第3条（認定事業体）

県産木材取扱認定事業体（以下「認定事業体」という。）は、（別紙）びわ湖材証明制度の認定事業体の資格要件を満たす者とする。

第4条（認定事業体の認定）

認定事業体の認定を受けようとする事業体（以下「申請者」という。）は、協議会に認定を申請する。

- 2 申請にあたっては、申請者の氏名、所在地、事業内容等の業務概要とともに、認定対象業種、管理責任者などの資料を整えた申請書（申請様式）を協議会に提出する。
- 3 協議会は、提出された申請書の書類審査および実地審査（以下「認定審査」という。）を行い、認定の可否を判定する。なお、実地審査は必要に応じて、実施するものとする。

第5条（認定事業体の認定および公表）

協議会は、認定を決定した申請者に対し「びわ湖材取扱認定事業体証書」（以下「認定事業体証書」）を交付し、認定事業体として登録し、公表する。

- 2 前項の認定事業体証書には次の事項を記載する。
 - （1）申請者の氏名または名称および住所または所在地
 - （2）申請者の事業内容、認定する業種
- 3 認定事業体証書の有効期限は、3年以内とする。

第6条（認定事業体の義務）

認定事業体は、びわ湖材の取扱にあたっては、自らの責任において、適正に制度を運用するものとする。

2 認定事業体は、取り扱うびわ湖材の入出荷等の管理状況を説明できる管理責任者を置くこと。

第7条（びわ湖材証明書）

認定事業体が交付するびわ湖材証明書（証明様式1）によるものとする。

なお、びわ湖材証明書を最初に発行する素材生産者（以下「第一次発行者」という。）は、びわ湖材証明書の発行にあたり、伐採地の地図、合法性が確認できる資料を整備する。

2 第一次発行者は、伐採あたり森林法に規定される保安林内立木伐採許可、伐採および伐採後の造林届出等の必要な手続きを行い、許可証や受理書等により合法性を確認したことを証明する。また、森林経営計画認定書等により持続可能性の証明に努める。

3 認定事業体は、びわ湖材の販売にあたっては、びわ湖材証明書を販売先に送付すると同時にその写を協議会に送付する。なお、第一次発行者については、合法性の確認を証明するため、許可証や受理書等の写しも併せて協議会に送付し、これら関係書類を保管すること。また、取扱の多い木材市場については出荷伝票にびわ湖材または滋賀県産材の表示があれば、それを証明書として取り扱うことができる。

第8条（管理）

認定事業体は、入出荷時において適切な表示方法（マークを表示した標識看板、旗、シート、ラベル、刻印、押印スタンプ、ペンキ等）によりびわ湖材であることを明示するなど適切に管理を行うとともに、説明できる書類を整備する。

2 認定事業体は、びわ湖材証明書毎の資料整備やびわ湖材入出荷数量管理表（管理様式）等により管理を行うとともに、その関係書類を5年間保存しなければならない。

第9条（認定事業体の検査）

協議会は、認定事業体に対し、指導、検査を行い、当該認定事業体の管理、運営の状況等を確認する。

2 認定事業体は、協議会の行う指導、検査にあたり、協力して誠実に対応しなければならない。

第10条（認定加工事業体等）

協議会は、県外事業者がびわ湖材製品の管理、運営等を適正に行うことができる場合には、認定加工事業体等として認めることができるものとする。

2 認定加工事業体等について必要な手続きは、協議会が別に定めるところによるものとする。

第11条（認定の取消）

協議会は、認定事業体としての認定が不適切であると認めたときは、その認定を取り消すことができる。

2 協議会は、認定事業体の認定を取り消したときは、取り消しの日から一定期間、当該者の再認定を行わないものとする。

第12条（制度の推進）

協議会は、制度の浸透を図るため、関係団体等へ制度の普及に努めるものとする。

第13条（その他）

この制度の実施につき必要が生じた時は、この要領に定めるもののほか、協議会が別に定めることができる。

附則

- 1 この要領は、平成18年5月31日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、滋賀県が定めた県産材産地証明制度試行運営要領（平成17年6月9日付け滋林緑第464号）（以下「試行運営要領」という。）に基づき行ったものについては、この要領に基づき行ったものとみなす。
 - (1) 試行運営要領に基づき滋賀県が認定した県産木材取扱認定事業体証書は、有効期限の平成20年4月末日まで有効とする。
 - (2) この要領の施行日以前に、試行運営要領に基づき発行された販売管理票は、この要領に基づき発行されたものとみなす。
- 3 この要領の施行日から平成20年4月末日までに認定したびわ湖材取扱認定事業体証書の有効期限は、平成20年4月末日までとし、以後3年毎に更新するものとする。
- 4 この要領は平成23年4月1日より改正し、改正前（試行期間平成23年2月1日から平成23年3月31日まで）に発行された証明書については、有効とする。
- 5 この要領は令和2年7月21日より改正し、改正前に発行された証明書については、有効とする。

証明様式 1

びわ湖材 証明書

第一次発行者番号	—
第一次発行者確認	チェック欄
①地図整備済	
②合法性確認	
③伐採場所	
※ 第一次発行者のみ記入すること。	

発行番号	
------	--

販売先	出荷年月日	樹種名	品名	材積 (m ³)	備考
合 計					

上記はすべて、びわ湖材であることを証明致します。

注1) 第一次発行者は、伐採地の市町名、大字、字 及び①伐採地の地図を整備する。

注2) ②合法性の確認は、伐採に当たって森林法等に規定される手続きが適切になされたことを確認する。

注3) 原木の材積を必ず記入、末口径、本数、長さはわかる範囲で備考欄に記入する。

注4) 品名の欄には原木・製材品別で記入して下さい。

注5) 発行番号は、発行する証明書毎に各出荷者が任意の番号を付け、出荷者は台帳等で管理する。

注6) 木材市場に限り、本証明書に替わり、出荷伝票にびわ湖材又は滋賀県産材の表示することで証明書とみなす。

注7) 証明書(正)は販売先へ、複写した控え(第一次発行者は許可書または受理書等の写し)を発行者が保管し、

協議会宛にFAXすること。

年 月 日

発行者 所在地

(— —)

事業体名

代表者名

印

証明様式1

びわ湖材 証明書 (記入例)

第一次発行者番号	大津 ー △△
第一次発行者確認	チェック欄
①地図整備済	○
②合法性確認	○
③伐採場所	大津市〇〇町×123番地
※ 第一次発行者のみ記入すること。	

発行番号	第 〇〇 号
------	--------

販売先	出荷年月日	樹種名	品名	材積 (m ³)	備考
〇〇木材(株)	〇〇年〇〇月〇〇日	スギ	原木	2.68	
〃	〇〇年〇〇月〇〇日	ヒノキ	原木	3.12	
〃	〇〇年〇〇月〇〇日	マツ	原木	1.12	
合 計				6.92	

上記はすべて、びわ湖材であることを証明致します。

- 注1) 第一次発行者は、伐採地の市町名、大字、字 及び①伐採地の地図を整備する。
 注2) ②合法性の確認は、伐採に当たって森林法等に規定される手続きが適切になされたことを確認する。
 注3) 原木の材積を必ず記入、末口径、本数、長さはわかる範囲で備考欄に記入する。
 注4) 品名の欄には原木・製材品別で記入して下さい。
 注5) 発行番号は、発行する証明書毎に各出荷者が任意の番号を付け、出荷者は台帳等で管理する。
 注6) 木材市場に限り、本証明書に替わり、出荷伝票にびわ湖材又は滋賀県産材の表示することで証明書とみなす。
 注7) 証明書(正)は販売先へ、複写した控え(第一次発行者は許可書または受理書等の写し)を発行者が保管し、協議会宛にFAXすること。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

発行者 所在地 大津市〇〇町×123番地
 (大津 ー ■)

事業者名 ☆ 製材 (株)

代表者名 びわ湖 太郎 印

(管理様式)

〇〇年度 びわ湖材入出荷数量管理表

No	1	第・四半期(/ ~ /)		認定番号		認定事業体名						
番号	入出荷年月日	入出別		入出荷先事業体名	認定番号	発行番号	樹種	品名	入荷材積	出荷材積	残高数量	備考
1		入	出									
2		入	出									
3		入	出									
4		入	出									
5		入	出									
6		入	出									
7		入	出									
8		入	出									
9		入	出									
10		入	出									
11		入	出									
12		入	出									
13		入	出									
14		入	出									
15		入	出									
16		入	出									
17		入	出									
18		入	出									
19		入	出									
20		入	出									

※ 各認定事業体が管理表にその都度、記入し、証明書及び伝票等の書類を保管管理をすること。
 ※ 四半期毎に管理表の写しを協議会宛に提出すること。

(管理様式)

〇〇年度 びわ湖材入出荷数量管理表(記入例)

No	1	第〇・四半期(△/□~〇/▲)		認定番号	〇〇-1	認定事業体名	〇〇〇製材所					
番号	入出荷年月日	入出別		入出荷先事業体名	認定番号	発行番号	樹種	品名	入荷材積	出荷材積	残高数量	備考
1	〇〇.〇〇.〇〇	入	出	〇〇〇木材市場	〇〇-2	〇〇	ヒノキ	素材丸太	4.55		4.55	
2	〇〇.〇〇.〇〇	入	出	△△森林組合	△△-11	△△	スギ	素材丸太	6.24		10.79	
3	〇〇.〇〇.〇〇	入	出	□□材木店	□□-8	□□	ヒノキ	製材品		2.45	8.34	
4	〇〇.〇〇.〇〇	入	出	□□材木店	□□-8	□□	スギ	製材品		1.86	6.48	
5	〇〇.〇〇.〇〇	入	出	〇〇〇木材市場	〇〇-2	〇〇	スギ	素材丸太	3.45		9.93	
6	〇〇.〇〇.〇〇	入	出	××木材(株)	××-10	××	ヒノキ	製材品		1.24	8.69	
7	〇〇.〇〇.〇〇	入	出	月末調整				自社歩留調整		4.22	4.47	歩留調整
8		入	出									
9		入	出									
10		入	出									
11		入	出									
12		入	出									
13		入	出									
14		入	出									
15		入	出									
16		入	出									
17		入	出									
18		入	出									
19		入	出									
20		入	出						14.24	9.77	4.47	

※ 各認定事業体が管理表にその都度、記入し、証明書及び伝票等の書類を保管管理をすること。
 ※ 四半期毎に管理表の写しを協議会宛に提出すること。

(申請様式)

認定事業体認定申請書

びわ湖材証明制度実施要領第4条の規定に基づき認定事業体の認定を申請します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

(あて先)

県産木材活用推進協議会会長

住 所	
営業所(工場)名称および所在地	
所属協会支部名	
滋賀県木材業者および製材業者 登録条例に基づく 登 録 年 月 日	年 月 日
地方機関名 登 録 番 号	
業 種	
管 理 責 任 者	
業 務 概 要	

(記入例)

認定事業体認定申請書

びわ湖材証明制度実施要領第4条の規定に基づき認定事業体の認定を申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 住 所 大津市〇〇町〇〇番地

氏 名 (株)〇〇製材所
代表取締役〇〇〇〇 印
(会社印)

(あて先)
県産木材活用推進協議会会長

住 所	大津市〇〇町〇〇番地 TEL 077-528-XXXX FAX 077-528-XXXX
営業所(工場)名称および所在地	(株)〇〇製材所 大津市〇〇町〇〇番地
所属協会支部名	大津支部
滋賀県木材業者および製材業者 登録条例に基づく 登 録 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
地方機関名 登 録 番 号	西部・南部森林整備事務所 西南製 第〇—〇号
業 種	製材業 (素材生産業、木材販売業、製材業から記入)
管 理 責 任 者	〇〇〇〇 (産地証明に関わる責任者を記入)
業 務 概 要	取扱量 (実績または予定量) ・ 素材購入量県内産 160m³ ・ 製材販売量県内産 100m³

びわ湖材証明制度における認定事業体の認定基準

びわ湖材証明制度実施要領第4条の規定に基づく認定事業体の審査基準は次のとおりとする。

1. 業種の区分

下記のいずれかの業種で、すべての体制を有していること。

① 素材生産業

- ・素材生産用機械を有していること。
- ・素材生産を行うことができる社員・作業員がいること。

② 製材業

- ・木材加工用機械施設を有していること。
- ・木材加工を行うことができる社員・作業員がいること。

③ 木材流通業

- ・県内で伐採された素材、または、その素材より加工された製材品を入手できること。
- ・木材流通を行うことができる社員・作業員がいること。

2. 管理・運営体制

- ・県産木材を管理する方法が具体的でありかつ適切であること。
- ・管理責任者が木材の取り扱い状況を把握していること。

3. その他

- ・滋賀県内の木材業者または製材業者は、「滋賀県木材業者および製材業者登録条例」に基づき登録された者であること。
- ・本制度の趣旨ならびに諸規定を理解していること。

びわ湖材製品証明制度実施要領

県産木材活用推進協議会

第1条（趣旨）

この要領は、県外事業者がびわ湖材およびびわ湖材製品を原材料として加工した製品を、びわ湖材製品として認定する事により、びわ湖材の利用ならびに流通の拡大を図るものである。

第2条（定義）

びわ湖材製品とは、認定加工事業体によりびわ湖材およびびわ湖材製品を原材料として加工した製品をいう。

第3条（認定加工事業体）

県産木材活用推進協議会（以下「協議会」という。）は、認定加工事業体を認定する。

第4条（認定加工事業体の審査）

認定加工事業体の認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、びわ湖材製品加工認定申請書（申請様式2）により協議会に申請する。

2 申請にあたっては、会社（工場）や製品の概要について説明できる資料を協議会に提出するものとする。

3 協議会は、提出された申請書等の書類審査および実地審査を行い、（別紙）びわ湖材製品証明における認定加工事業体の認定基準により、認定の可否を判定する。

第5条（認定加工事業体の認定および公表）

協議会は、認定を決定した申請者に対し「びわ湖材認定加工事業体証書」（以下「認定証書」）を交付し、認定加工事業体として登録し、公表する。

2 前項証書には次の事項を記載する。

- (1) 申請者の氏名または名称および住所または所在地
- (2) 申請者の認定する製品名
- (3) 認定番号

3 認定証書の有効期限は、3年以内とする。

第6条（認定加工事業体の義務）

びわ湖材製品の証明をしようとする認定加工事業体は、びわ湖材またはびわ湖材製品を加工するものとし、びわ湖材製品の販売にあたっては、びわ湖材製品証明書を販売先に送付すると同時に、びわ湖材製品証明書の写しを協議会に送付しなければならない。

2 認定加工事業体は、びわ湖材およびびわ湖材製品の取扱いについて、適正に管理を行うものとする。

3 認定加工事業体は、びわ湖材製品証明書毎の資料整備等により管理を行うとともに、その関係書類を5年間保存しなければならない。

第7条（びわ湖材製品証明書）

認定加工事業体が交付する、びわ湖材製品証明書（証明様式2）によるものとする。

第8条（認定加工事業体の検査）

協議会は、認定加工事業体に対し、指導、検査を行い、当該認定事業体の管理、運営の状況等を確認する。

2 認定加工事業体は、協議会の行う指導、検査にあたり、協力して誠実に対応しなければならない。

第9条（認定の停止）

協議会は、認定加工事業体としての認定が不適切であると認めるときは、改善されるまでの期間、認定を停止することができる。

第10条（登録料および事務負担金）

認定加工事業体は認定を受けようとして認定申請する時は、登録料と年間事務負担金を、別紙規定のとおり、協議会に納入しなければならない。

第11条（その他）

この制度の実施につき必要が生じた時は、この要領に定めるもののほか、協議会が別に定めることができる。

附則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日から平成26年3月末日までに認定したびわ湖材加工認定事業体証書の有効期限は、平成26年3月末日までとする。
- 3 平成26年4月1日以降の認定については、平成26年4月1日から起算して、3年毎の有効期限を設定する。
- 4 この要領は、平成25年5月17日に一部改正し、適用する。
- 5 この要領は、平成30年1月10日に一部改正し、適用する。
- 6 この要領は、令和2年7月21日に一部改正し、適用する。
- 7 この要領は、令和5年9月4日に一部改正し、適用する。

※

びわ湖材入出荷数量管理表様式は、びわ湖材証明制度実施要領の管理表様式を参照 P14

びわ湖材製品証明書

発行番号			
びわ湖材入荷先認定事業者名	認定番号	入荷年月日	入荷材積 (m ³)
合 計			
備 考			

販売先	出荷年月日	品 名	出荷材積 (m ³)
備 考			

上記はすべて、びわ湖材による製品であることを証明いたします。

年 月 日

発行者所在地

注1)この証明書は、協議会が認定した加工事業者又は、認定事業者以外には発行できない。

注2)原木の材積を必ず記入、末口径、本数、長さはわかる範囲で備考欄に記入する。

注3)管理番号は、発行する証明書毎に各出荷者が任意の番号を付け、出荷者は台帳等で管理する。

注4)証明書(正)は販売先へ、複写した控えを発行者が保管し、協議会宛にFAXする。

(認定事業者番号

)

事業者名

氏 名

印

びわ湖材製品証明書（記入例）

発行番号	第 □□□ 号			
びわ湖材入荷先認定事業者名	認定番号	入荷年月日	入荷材積 (m ³)	備考
〇〇森林組合(連)	〇〇-□	〇〇年〇〇月〇〇日	25.4	スギ原木
△△△木材市場	△△-〇	〇〇年〇〇月〇〇日	15.6	スギ原木
□□□林業(株)	□□-△△	〇〇年〇〇月〇〇日	12.8	スギ原木
合 計			53.8	

販売先	出荷年月日	品名	出荷材積 (m ³)	備考
△△△木材(株)	〇〇年〇〇月〇〇日	スギ合板	19.6	
合 計			19.6	

上記はすべて、びわ湖材による製品であることを証明いたします。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

注1)この証明書は、協議会が認定した加工事業者又は、認定事業者以外は発行できない。

注2)原木の材積を必ず記入、末口径、本数、長さはわかる範囲で備考欄に記入する。

注3)管理番号は、発行する証明書毎に各出荷者が任意の番号を付け、出荷者は台帳等で管理する。

注4)証明書(正)は販売先へ、複写した控えを発行者が保管し、協議会宛にFAXする。

発行者所在地 ●●県〇〇市△△町□□22番地

(加工認定事業者番号 〇〇-〇)

事業者名 □□□株式会社

氏名 ○ ○ △ △ 印

申請様式2

びわ湖材製品加工認定申請書

びわ湖材製品証明制度実施要領第4条の規定に基づき、製品の認定加工事業体の認定を申請します。

県産木材活用推進協議会会長様

年 月 日

申請者 住 所

会社名

代表者氏名

印

連絡先

工場及び連絡先	住 所 名 称 連絡先
製品加工の内容	
管理責任者	
業務の概要	
添付書類その他	

びわ湖材製品加工認定申請書（記入例）

びわ湖材製品証明制度実施要領第4条の規定に基づき、製品の認定加工事業体の認定を申請します。

県産木材活用推進協議会会長様

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇1番地

会社名 □□□株式会社

代表者氏名 △ △ △ △ 印
(会社印)

連絡先 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

工場及び連絡先	住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇1番地 名 称 □□□株式会社 連絡先 電話番号及びFAX番号
製品加工の内容	合板等
管理責任者	〇 〇 〇 〇
業務の概要	資本金 〇〇〇〇 円 従業員 〇〇 名 〇〇加工 年間 〇〇〇m ³ 等 JAS規格認定番号
添付書類その他	会社(工場)のパンフレット等

びわ湖材製品証明制度における認定加工事業体の認定基準

びわ湖材製品証明制度実施要領第4条の規定に基づく認定加工事業体の認定基準は次のとおりとする。

- 1 加工事業体がびわ湖材産地証明制度の内容を熟知していること。
- 2 加工事業体は、原則としてJAS認定工場であること。
ただし、JAS規格にない製品を製造する場合にあっては、加工事業体の自らの責務にもとづき品質、規格等の証明を行うこと。
- 3 加工事業体が管理責任者を置き、びわ湖材ならびにびわ湖材製品とそれ以外の材、製品とを区別して管理でき、びわ湖材製品の表示が適正にできること。
- 4 加工事業体が管理責任者を置き、びわ湖材ならびにびわ湖材製品の入出荷に際して、伝票の整理及び管理ができること。
- 5 加工事業体の認定は、県産木材活用推進協議会が設置する審査会において可否を決定する。

附則1 この認定基準は、令和2年7月21日から適用する。

附則2 現在認定を受けている加工事業体が認定の更新をするときは、この認定基準を適用する。

附則3 この認定基準は、令和5年9月4日に一部改正し、適用する。

びわ湖材製品証明制度における認定登録料および事務負担金の徴収規定

びわ湖材製品証明制度実施要領第10条の規定に基づく認定加工事業体の登録料及び事務負担金の徴収は、次のとおりとする。

1. びわ湖材認定加工事業体の認定登録料及び事務負担金は下記の表のとおりとする。

記

種 別	金 額 (円)	備 考
認定登録料 (1件)	20,000	
事務負担金 (1年間)	20,000	

2. びわ湖材認定加工事業体の認定登録料及び事務負担金の徴収方法は、次のとおりとする。

- ① 認定登録料は、登録申請時に現金又は振込により、協議会事務局へ納入すること。
- ② 事務負担金は、登録をした日より1ヶ月以内に現金又は振込により、協議会事務局へ納入すること。

平成18年 11月 7日

びわ湖材産地証明制度
各認定事業体 御中

県産木材活用推進協議会
(産地証明事務局)

「びわ湖材マーク」について

平素は、びわ湖材産地証明事業にご理解・ご協力賜りお礼申しあげます。

さて、県産材の活用推進とびわ湖材産地証明事業の取り組みを広く一般に普及する目的で標記「びわ湖材マーク」を公募し、この度、マークが決定しましたのでお知らせします。

つきましては、今後びわ湖材の普及PRにご利用いただきますようお願いいたします。

なお、マークをご活用いただく際には別紙びわ湖材マーク基本仕様規程に基づきお使いいただくとともに事務局宛マーク活用報告書をFAXいただきますようお願いいたします。

「びわ湖材マーク」活用報告書

県産木材活用推進協議会
(産地証明事務局) 御中

以下のとおり報告いたします。

報告日	年 月 日
(びわ湖材産地証明制度) 認定事業体名	
認定番号	
代表者氏名	
使用方法	*具体的にお書きください。(例：製品押印スタンプ作成)

びわ湖材マーク基本使用規定

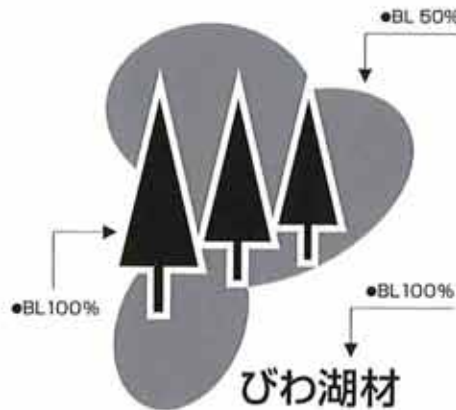
● カラー使用時

	●ブルー (DIC 140) ●プロセスカラー (C90+M20)
	●グリーン (DIC 2560) ●プロセスカラー (C90+M10+Y100)
	●ブラック (DIC 582) ●プロセスカラー (K100)

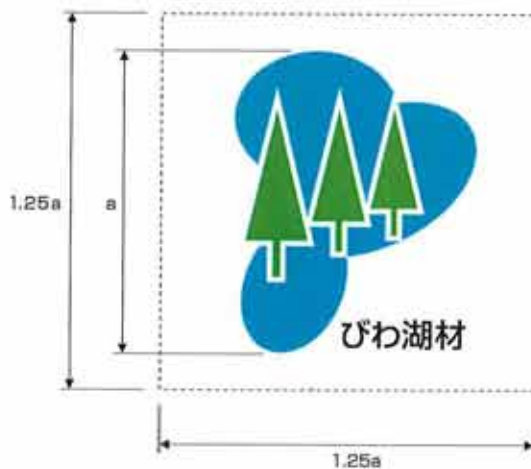


● モノクロ使用時

	●BL100%
	●BL 50%



●マーク基本使用上の注意点



●視認性保持のため、マーク使用最小サイズは、天地15mmとします。



●マークの縦サイズと横サイズの比率を変更して使用しないこと。

●他の要素(文字、写真、図柄など)と一緒にレイアウトする場合には、マークの周りにマーク縦寸法(B)の1.25倍以上のスペースを確保し、他の要素の配置を避けること。

琵琶湖の水を育む
滋賀県産認証木材『びわ湖材』を利用しましょう。
びわ湖材は認定事業者が取り扱っています。



びわ湖材産地証明制度 滋賀県木材協会

検索 

<https://s-mokkyo.com/proof>

